

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例（平成23年亀岡市条例第12号）  
の内容

平成23年9月7日施行

本会議及び委員会等で行われる理事者の反問については、論点を整理するために行うもののみを認めていました。今回の改正により、議員の質疑及び質問の内容を深めること及び市民に分かりやすい議論を展開することを目的に、論点整理のみとする反問の制限を撤廃しました。